

# 資料

## 救農土木の第二年度

武井群嗣

○  
時局匡救事業費の豫算に協賛を與へた第六十三議會が閉會を告ぐる頃から、幸にも米の價が騰り絲の値が出たので昭和八年度に於ける農村振興土木事業の如きも、當初の計畫を若干縮小してもよからうと見る向もあつたが、不幸にして經濟界多年の不況に基く農漁山村の疲弊は俄に恢復し得るの域に達せず、中小商工業者の困憊は直に更生の曙光を認め難く、大都市に於ける失業者は依然として増加の傾向を示すの實狀に在るので、政府は茲に時局匡救の爲にす

る事業施設を相當大規模に計畫し、之に要する豫算を今回の帝國議會に提出し、其の協賛を求むることゝなつた。内務省所管の土木事業費は其の主要なる部分を占むるものであつて、其の事業費總額實に一億四千三百餘萬圓を算し、國庫の負擔に屬する額のみにてても事務費を合算するときは九千萬圓に達する巨額の豫算であり、之を前回の臨時議會を通過したる農村振興土木事業費總額の七千三百餘萬圓に比すれば、正に其の二倍に相當する一大計畫であるのみならず、其の内容に於ても前年度のそれとは若干の差異を示

すものがあるから、左に其の概要を記すこととする。

一

今回内務省に於て計畫した土木事業は、之を農村振興對策として見れば、正に其の第二年度の計畫に屬するものであるが、本省としては同じ昭和七年度に於ける最初の臨時議會を通過して現に實施中に屬する産業振興土木事業の存在を無視することは出来ない。蓋し、前者を以て農漁山村を主とする救濟事業であるとするならば、後者は正に都市を中心とする救濟事業であると見らるべく、而して現下の時局は此の二者の中何れかの一を偏重することを許さぬものがあると考へらるゝからである。是を以て、今回の土木事業は之を産業振興對策として見れば、是亦正に其の第二年度の計畫に屬するものであらう。

果して然らば、今回の事業は之を總稱して何と呼ぶのが適當であらうか。政府の豫算書の中には「農村振興其他土木事業助成費」と言ふ特別の款が設けられてあるが、今回

の事業計畫は此の一款だけに收められてあるものでないことは言ふ迄もない。従つて、それが農村振興でそれが産業振興であるか、それを明瞭に識別することは頗る困難であるし、又斯かる詮議立てをする必要もないことであらう。そこで私は、今回の事業を呼ぶに、「時局匡救土木事業」なる名稱を以てするのが妥當ではあるまいかと思つてゐる。蓋し、有體に言へば、時局匡救なる文字の意味は必ずしも明白ではないが、さればとて、他に適當なる言葉も見當らず、又今回の事業を農村振興對策とのみ見ることは事實が之を許さないからである。

斯の様な譯であるから、今回の計畫に於ては、前回の農村振興計畫に於けるが如く、先づ以て町村土木事業を主體とし其の足らざる所は府縣土木事業を以て補ひ尙其の足らざる所を政府直轄事業を以て補ふ、と言ふが如き方針に出づることなく、政府は固より府縣も市町村も相共に提携して夫々時局匡救の爲に最も適切なる事業を起興することゝなつた。即ち今回の計畫を其の起業主體別に見れば、府縣

事業が第一位を占めて其の總額六千二百餘萬圓に達し、町村事業は約五千二百萬圓で其の次に位し、政府事業の總額は二千九百餘萬圓となつてゐる。更に之を土木事業の種類に依つて分てば、道路關係に於て九千百餘萬圓、治水關係に於て四千百餘萬圓、港灣關係に於て約千二百萬圓となり尙之を國庫と地方費との分擔關係に付て見れば、國費八千八百餘萬圓(事務費を除く)、地方費五千五百餘萬圓で、合計約一億四千四百萬圓となるのである。

而して此の五千五百餘萬圓の地方費は府縣以下市町村の負擔する所で、其の一府縣及一町村當の額は必ずしも多額であるとは言へないけれども、本事業起興の主旨に鑑み、右地方の負擔に屬する部分に對しては、新規直轄の河川港灣事業等若干の例外を除くの外、總て政府より低利資金を融通し、且其の利子に相當する金額は向後二年間政府より之を補給することゝなつてゐる。従つて産業振興計畫の繼續とも見らるべき事業を今回の計畫に則つて起興する地方は、此の點に於て、昨年度に於けるよりも財政上頗る有利

なる恩典に浴することゝなる譯であらう。

## 二

次に今回起興せんとする土木事業の内容を種類別に見ると

(一)道路關係 に於ては、四千五百四十九萬五千圓を以て町村をして道路改良の工事を起興せしめ、政府は之に對し府縣を通じて其の工事費の四分の三(財政特に窮乏せる町村に對しては補助率を増すことを得)を補助し、次に三千萬圓を以て府縣をして道路改良の工事を起興せしめ、政府は之に對して其の工事費の三分の一(財政特に窮乏せる府縣に對しては補助率を増すことを得)を補助すると共に政府自らも千五百八十七萬三千圓を投じて國道の改良工事を直轄施行し、右費用の三分の一は之を當該府縣に負擔せしむることゝしてゐる。

道路に關する工事に投ずる費用の額が他の治水港灣工事のそれに比して著しく多いのは、言ふ迄もなく、我が國の

道路は其の路線の延長に於ては世界各國の首位を占むるに拘らず、其の實質に於ては線形構造共に頗る劣悪を極め、到底現代經濟の要具たる自動車機能を十分に發揮することを得しめない爲に、延いて「農場より市場へ」の交通に尠からざる支障を來し、總てそれが産業不振又は農村不振の重大原因を爲してゐるので、茲に道路特に地方道路の改良を大々的に計畫することとなつた次第であつて、此の點は時局匡救對策として大多數地方民の要望する所にも合致して居り、一面に於て、道路は到る處に存在するが故に救済を要する失業者又は農漁民の存在する隨所に於て其の仕事を起興することが出来るので、所謂土木事業の普遍的起興を策するに最も都合がよいからであらう。

(一) 治水關係 に於ては、四百八十三萬三千圓を以て町村をして小河川の改修仕事を起興せしめ、政府は之に對し府縣を通じて其の工事費の四分の三を補助し、次に府縣をして千九百十三萬五千圓を以て中小河川の改修仕事を施行せしめ、又六百七萬五千圓を以て治水上砂防の必要ある河

川又は其の溪谷に砂防仕事を施行せしめ、政府は其の工事費に對し前者に在りては二分の一を後者に在りては三分の二を夫々補助すると共に政府自らも既定計畫に基きて現に施行中の河川改修工作及砂防仕事の施行年度を繰上げ且砂防工事費に追加を爲し（此の總額八百三十七萬九千圓、内國費負擔額八百七十七萬七千圓）、尙新に最上川外四河川の改修並に淀川低水事に着手し、八年度に於ては其の爲に二百六十五萬一千圓を投ずることとし、右費用の約半額を關係府縣に負擔せしむることと定めた。

治水に關する工事の爲に投ずる費用が道路工事のそれに次いで多額なのは、是亦言ふ迄もなく、我が國の河川は地勢急峻なる爲に急流多く、且雨量多き爲に洪水の氾濫すること夥しく、其の被害の總額は年々巨額に達する實狀に在るので、治水の根本策を樹て砂防施設と相俟つて河川改修を爲すことは國土保全の上よりするも、殖産興業の上よりするも不可缺急務であるし、殊に從來地方の單獨經營に放任して顧みなかつた所謂中小河川の改修事業の如きは其の

多くが主として農村地方に存在する事業に鑑み、今之が工事に着手することは正に一石二鳥以上の得策であると見られたからであらう。

(三) 港灣關係 に於ては、百六十萬圓を以て町村をして地方的小港灣、海岸堤防、防潮設備等の工事を起興せしめ政府は之に對し府縣を通じて其の工事費の四分の三を補助し、六百八十二萬九千圓を以て府縣をして地方港灣の修築工事を施行せしめ、政府は之に對して其の費用の約二分の一を補助するの外、政府自らも百六十六萬八千圓を以て既定直轄港灣工事の線上を行ひ(全額國庫の負擔とす)且新に酒田、和歌山及廣島の三港灣修築事業を直轄施行することとし、八年度に於ける事業費を百三十二萬五千圓と定め國庫より其の二分の一を補助することとした。而して港灣に關する工事の費用總額が道路及給水事業のそれに比して著しく少額なのは、我が國策上港灣工事は之を以て十分なりと見たのでないことは言を俟たぬ所であつて、畢竟港灣修築工事は相當多額の費用を一ヶ所に集中して投ずるに非

ざれば其の事業の効果を發揮し難く、従つて土木事業の普遍的起興と謂ふ方針に適合せざる憾があるのと、其の所謂農村救済に直接の効果を齎すことが前記の諸事業ほどでないと思はれた爲であらう。

### 三

今回の土木事業計畫を其の事業別及び事業主體別に記せば概ね以上の如くであるが、尙之を昭和七年度の農村振興土木事業と比較するときは、其の間二三の著しき差異を見するものがある。

其の一は今回の事業計畫が著しく事業本位に傾いてゐる點であつて、特に治水及港灣關係に於て其の然るを見ることである。即ち政府の直轄施行すべき河川及港灣が數多く新規に計上されると共に、町村事業に屬する河川及港灣關係の費用が、他の諸事業は孰れも前年度のそれよりも増額されたに拘らず、却て減少を見たことに依つても之を察知し得るであらう。尤も、此の點は今回の計畫が農村振興事

業の第二年度であると共に、其の中に産業振興事業の第二年度とも見るべきものを多分に含んでゐることの證左とも考へられるのであるが、それにしても、町村河川及港灣事業の減額は之を事業本位の結果であると見るの外には説明の言葉を發見し得ないであらう。

其の二は府縣事業及町村事業の相互間に彼此融通の途が開かれたことである。七年度の豫算に於ては、府縣道及町村道の改良補助費のみが農村振興道路助成費なる一欸に收められ、他の町村河川及港灣事業助成費は固より中小河川及地方港灣の改良助成費は孰れも別欸に計上された爲に、豫算の流用は僅に道路の間に於て之を認められたに過ぎなかつた。斯かる豫算の組立て方に付ては當時既に議論の存する所であり、之が實施に當りては、夙に東北地方各縣知事より政府に對し是等事業費全部に亘り彼此流用の途を開かれたき旨の上申書まで提出され、其の他の地方からも屢々斯かる希望を耳にするに至つたので、旁々政府は從來の實績にも鑑み今回の豫算に於ては是等府縣及町村の起興する

道路河川及港灣事業に對する補助費を總て「農村振興其他土木事業助成費」なる新欸に收め、道路河川港灣の區別は其の目に於て之を明にする事となつた。従つて昭和八年度の豫算に於ては所謂縦の流用も横の流用も共に可能となつたのであるから、地方當局の權限に屬する時局匡救事業の配分及選擇の範圍は從來よりも一層擴大され、其の責任に於て自由に時局匡救の實を擧げ得ることとなつた譯である。

其の三は道路事業に於ける變更であつて、各地方行政廳の施行する道路工事は必ずしも其の道路の種類に拘泥するの要がなくなつたことである。従前の豫算に於ては府縣事業となり得るものは府縣道の改良に限られ、町村事業と爲り得るものは町村道の改良に限られた、それが爲に道路及道路交通の現在及將來に照し、府縣に於て國道を改良し又は町村に於て府縣道を改良するのが最も必要且適切であると考へらるゝ場合に於ても、之に對する補助の關係に於てそれは不可能に近い結果を招來したのであつて、之を更正するの議は前記流用の問題と共に建議となり上申となつ

て現はれて來た。従つて今回の計畫に於ては從來の實績に鑑みて此の點にも變更を加へ、其の名稱を「府縣及町村道路改良費補助」と改め、更に之を分つて「府縣道路工事費補助」と「町村道路工事費補助」の二と爲した。此の結果府縣及町村の起興する道路の種類は之を問はざることとなり、府縣に於て國道の改良を施行するも三分の一の補助を受くることを得べく、町村に於て府縣道の改良を企つる場合に於ても四分の三の補助を與へらるゝこととなるのである。従つて、當局者の運用其の宜しきを得れば、前項の流用可能と相俟つて時局匡救の實を擧げつゝ而かも最も効果ある道路改良事業を實施することが出来るであらうと信ずるのである。

尤も如上の變更は府縣事業に付ては其の全部に亘るものでなく、府縣道路事業費總額三千萬圓の中其の六割に相當する千八百萬圓が前記の府縣道路工事費補助の對象となるものであつて、殘餘の額は豫算面に於ても別款たる道路改修及助成費の中に掲げられ、其の名も「府縣道路改良費補

助」となつてゐるものの對象となるのであるから、此の分は府縣道の改良に限りて認められるものである。換言すれば、右四割に當る分は所謂産業道路助成計畫の繼續と見るべきものであるが、之に對しても低資融通及利子補給の途が開かれてゐることは前に記した通りである。

○

以上を以て今回の土木事業計畫の概要並に之と前回のそれとの異なる點を略述した積りであるが、尙序を以て本事業計畫を實施するに當り特に留意すべき事項を記して置く必要があると思ふが。然し、それ等は本事業豫算が今期議會の協贊を経、又各府縣に對する總事業費の配當が夫々決定したる後に於て述べても遅くはあるまいと思ふので、茲にはそれを省略することとする。

× × × × × × × ×